（静岡県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の所管に係る静岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規程）

静岡県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の所管に係る静岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規程

制定　平成19年４月12日選挙管理委員会告示第４号

静岡県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の所管に係る静岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合条例第５号）の施行に関しては、静岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合規則第８号）の例による。

附　則

この告示は、平成19年４月12日から施行する。